

久留米競輪場再整備に係る施工予定者選定公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年2月9日

No.	質 問	回 答
1	<p>(プロポーザル実施要項 P6)</p> <p>「発注図等に関する質問の提出」について、工事規模が大きく図面確認に時間を要するため提出期限を2週間程度延長いただくことは可能でしょうか。又、質疑回数についても2回迄可能としていただけないでしょうか。</p>	<p>発注図等に関する質問の提出期限は、実施要項に記載しているスケジュールのとおりです。また、発注図に関する質問の回数も実施要項に記載している1回です。</p>
2	<p>(プロポーザル実施要項 P8)</p> <p>(16)元請人としての同種及び類似業務の工事完了実績について、完了時期に制限はないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>(プロポーザル実施要項 P8)</p> <p>(17)、(18)記載の専任配置技術者について、技術協力業務責任者及び監理技術者に同一者を配置する事は可能でしょうか。</p>	<p>技術協力業務責任者と監理技術者は、実施要項に記載しているとおり兼務は不可です。</p>
4	<p>(プロポーザル実施要項 P11)</p> <p>⑤現地視察について、協力会社を同行させることは可能でしょうか。</p>	<p>協力会社の同行も可能です。なお、協力会社を含め、現地視察参加者名簿(任意様式)に参加者全員の所属・氏名を記載のうえ提出ください。</p>
5	<p>(プロポーザル実施要項 P16)</p> <p>IX. VE 提案採用後概算工事費見積書及び VE 提案採用後概算工事費見積内訳書の提出について、採用された VE 提案以外の事由(例:協力会社との協議による見積額低減)による金額等の修正は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>様式14・15の提出にあたり、VE 提案の採否以外の事由による金額等の修正は不可です。</p>

No.	質 問	回 答
6	<p>(見積要項書 P1)</p> <p>2-(3)記載の標準仕様書等について「最新のもの」の基準は公告日(令和8年1月30日時点)と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>(久留米市工事発注仕様書 仕様書 2)</p> <p>特記事項 9 に記載の「建設発生土の処分は全て改良土プラントに指定処分すること」は本工事の見積内容にも適用となりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>(プロポーザル実施要項P2)</p> <p>4. 工事請負契約までの過程(4)「その金額が発注者にて定める予定価格」とは、p3 の5. 工事概要(3)参考額の提案金額比較価格 11,503,047,000 円を指すものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案金額比較価格は、基本設計に基づくものです。また、予定価格は実施設計後に発注者にて定めます。</p>
9	<p>(プロポーザル実施要項P9)</p> <p>「(20)各配置技術者の保有資格等は以下による。」の技術協力業務主任担当者が会議に出席する場合、WEBでの参加も認められるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>原則現地での会議出席としますが、発注者との協議によりWEBでの参加も可能です。</p>
10	<p>(プロポーザル実施要項P9)</p> <p>「(20)各配置技術者の保有資格等は以下による。」にしまして、1級電気工事施工管理士、1級管工事施工管理士、設備設計 1級建築士、建築設備士の資格を1人で保有している職員が「電気設備」と「機械設備」を1人で兼務することは可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>実施要項に記載のとおり、兼務は不可です。</p>

No.	質 問	回 答
11	<p>(プロポーザル実施要項様式2)</p> <p>様式2の確認書類の欄に「-」と表記されている確認書類の項目は証明書類の添付が不要であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>(プロポーザル実施要項別表)</p> <p>評価項目、評価基準、及び配点 技術提案書 オ) 実現可能性の高い工期の設定に関して、参加者全員が想定工期を超過した提案をした場合は、全社評価点は、0点となるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>実施要項で示している想定工期は基本設計段階のものであるため、想定工期を超過した提案がそのことのみを要因として評価点が著しく低くなるとは限りません。本プロポーザルで実現可能性の高い工期を提案してください。</p>
13	<p>(プロポーザル実施要項 P13)</p> <p>2. 技術提案書等の作成に関しまして、「技術提案書によるコスト縮減金額とVE提案書のコスト縮減金額は同一のものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>技術提案書によるコスト縮減金額とVE提案書のコスト縮減金額は同一のものとする必要はありません。</p>
14	<p>(プロポーザル実施要項 P13)</p> <p>4. VE提案書作成の条件(1)「①予定される効果額は直接工事費が1,000万円以上の項目とし、」とありますが、同じ工種で関連する1,000万円以下のVE提案をまとめて1項目として、1,000万円以上としても認められるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>ご質問内容で作成されたVE提案書の提出は可能です。なお、各提案の内訳が分かるよう作成してください。ただし、当該提案書の内一部が採用不可となる場合、当該VE提案書自体を採用不可として評価します。</p>